

Weekly Report

第264号
平成26年5月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

食品なども外国人向け免税販売の対象に

昨年、日本を訪れた外国人旅行者が初めて年間1千万人を超え、今年は昨年を大幅に上回るペースで推移しており、外国人旅行者向け消費税免税制度の改正によって各地域の特産品などの販売増加が期待されています。

◆10月から食品などの消耗品も免税対象に

同制度は、外国人旅行者などに対して、免税店（輸出物品販売場）が通常生活で使用する物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です。現行は、家電や装飾品、衣類など消耗品以外のもので、1万円超（1人1日1店舗あたりの合計額）の購入が免税対象となっています。

26年度税制改正により、対象品目が拡大され、今年10月から食品類、飲料類、薬品類、化粧品類などの消耗品も免税販売の対象になります。

◆消耗品を免税販売する場合の要件は

新たに対象となる消耗品は、5千円超50万円以下（1人1日1店舗あたりの合計額）の購入が免税対象となり、次の方法で販売する必要があります。

- ① 購入者のパスポート等に購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）の貼り付けて、割印をすること。
- ② 購入者から「消耗品を購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類」の提出を受けること。
- ③ 指定された方法により包装されていること（袋または箱による包装で、開封した場合に開封したことがわかるシールで封印することなど）。なお、免税店を開設するには、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります（一定の条件あり）。

労働保険“年度更新”手続きが始まります

労働保険（雇用・労働保険）の年度更新の申告書が今月末頃に届きます。今年の手続きは、6月2日～7月10日までですが、社会保険の算定基礎届の時期と重なるので早めの準備を心掛けます。

年度更新は、既に納付した前年度の保険料を確定した賃金総額に基づき精算するとともに、賃金総額の見込み額で算定した今年度の概算保険料について、申告・納付を行う手続きです。

保険料は、毎年4月～3月の1年間に支払われる全ての労働者（雇用保険は被保険者）の賃金総額（給与、賞与、手当）に、事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

なお、保険料率は昨年と変わりません。

禁煙治療に保険は適用される？

毎年5月31日は「世界禁煙デー」、5月31日～6月6日は「禁煙週間」となります。

禁煙方法の一つに、医師の指導のもとで行う禁煙治療がありますが、ニコチン依存症と診断されること等の一定条件を満たす場合は、治療に健康保険が適用されます（過去1年以内に保険適用での禁煙治療を受けている場合は自由診療）。

また、禁煙治療にかかる費用や医師の指示により購入した医薬品は、医療費控除の対象になりますので、領収書等を保管しておきましょう。